

第 4 9 8 回

平成 3 0 年 9 月

富士見町議会定例会議案

富 士 見 町

平成30年9月 富士見町議会定例会 議案提出

- 議案第 1 号 平成30年度 富士見町一般会計補正予算（第3号）の専決処分について
- 議案第 2 号 富士見町総合開発審議委員会条例の一部を改正する条例
- 議案第 3 号 富士見町奨学金条例の一部を改正する条例
- 議案第 4 号 財産の取得について
- 議案第 5 号 損害賠償の和解と賠償額の決定について
- 議案第 6 号 平成30年度 富士見町一般会計補正予算（第4号）
- 議案第 7 号 平成30年度 富士見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 8 号 平成30年度 富士見町水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第 9 号 平成30年度 富士見町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第10号 平成29年度 富士見町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第11号 平成29年度 富士見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第12号 平成29年度 富士見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第13号 平成29年度 富士見町観光施設貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第14号 平成29年度 富士見町富士見財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第15号 平成29年度 富士見町水道事業会計歳入歳出決算の認定について

議案第16号 平成29年度 富士見町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について

上記のとおり提出します。

平成30年9月6日 提 出

富士見町長 名 取 重 治

富士見町議会議長 五 味 平 一 殿

議案第1号

平成30年度 富士見町一般会計補正予算（第3号）の専決処分について

平成30年度富士見町一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成30年 9月 6日 提 出

富士見町長 名 取 重 治

専決第11号

平成30年度 富士見町一般会計補正予算（第3号）

平成30年度 富士見町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 903 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 7,487,298 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記のとおり地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成30年 7月18日

富士見町長 名取重治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
19 繰越金	1 繰越金
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
209,900	903	210,803
209,900	903	210,803
7,486,395	903	7,487,298

歲 出

款	項
9 消防費	1 消防費
歲 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
253,691	903	254,594
253,691	903	254,594
7,486,395	903	7,487,298

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
19 繰越金	209,900	903	210,803
歳入合計	7,486,395	903	7,487,298

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
9 消防費	253,691	903	254,594
歳 出 合 計	7,486,395	903	7,487,298

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
			903
			903

2 歳 入

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

(目) 1 繰越金

款 項 目	補正前の額	補正額	計
19 繰越金	209,900	903	210,803
1 繰越金	209,900	903	210,803
1 繰越金	209,900	903	210,803
歳 入 合 計	7,486,395	903	7,487,298

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	903	前年度繰越金 903

(款) 繰越金 (項) 繰越金

3 歳 出

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

(目) 2 非常備消防費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
9 消防費	253,691	903	254,594				903
1 消防費	253,691	903	254,594				903
2 非常備消防費	41,791	903	42,694				903
							480
							100
							323
歳 出 合 計	7,486,395	903	7,487,298				903

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
9 旅費	128	03一般経費 480
		09旅費 128
11 需用費	271	①普通旅費 128 ・普通旅費 128
14 使用料及び賃借料	81	11需用費 271
		①消耗品費 135
18 備品購入費	323	・団員被服他 107 ・操法大会他 28
19 負担金補助及び交付金	100	④自動車燃料費 90 ・自動車燃料費 90
		⑦食糧費 46 ・操法大会 46
		14使用料及び賃借料 81
		①使用料等 81
		・車借上等 35 ・有料道路通行料 46
		10消防団活動費 100
		19負担金補助及び交付金 100
		②補助金 100
		・ポンプ操法大会 100
		15分団施設等整備費 323
		18備品購入費 323
		②一般備品 323
		・普通備品 323

(款) 消防費 (項) 消防費

議案第2号

富士見町総合開発審議委員会条例の一部を改正する条例

富士見町総合開発審議委員会条例（昭和42年富士見町条例第27号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成30年9月6日 提 出

富士見町長 名 取 重 治

富士見町総合開発審議委員会条例の一部を改正する条例

富士見町総合開発審議委員会条例(昭和42年富士見町条例第27号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富士見町長期総合計画審議委員会条例

第1条中「総合開発」を「長期総合計画」に改める。

第2条第1号中「長期」を削り、同条第3号中「新産業都市計画推進」を「国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第8条第1項の規定に基づく富士見町の区域における国土の利用計画」に改め、同条第4号及び第5号を削り、同条第6号中「総合開発に関係する一切の」を「町長が必要と認める」に改め、同号を同条第4号とする。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条から第8条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第3号

富士見町奨学金条例の一部を改正する条例

富士見町奨学金条例（昭和56年富士見町条例第1号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成30年9月6日 提 出

富士見町長 名 取 重 治

富士見町奨学金条例の一部を改正する条例

富士見町奨学金条例(昭和56年富士見町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「能力があるにもかかわらず」を「向学心を有しながら」に改める。

第3条第1号中「本町に居住する者の子弟であること」を「奨学生の保護者が本町に居住していること」に改め、同条第2号中「成績優秀、品行方正、身体強健、志操堅固であること」を「勉学に意欲があり、品行方正であること」に改める。

第5条中「その学校における成規の修業期間内とする」を「正規の修業年限とし、修業年限において修了できる見込みのある者とする」に改める。

第8条第5項中「退職」を「退任」に改める。

第9条の見出し中「廃止」を「取消し」に改め、同条中「奨学生が次の各号の1に」を「奨学生が次の各号に」に、「廃止することがある」を「取り消すことがある」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成30年度において既に奨学金の支給決定を受けている場合は、条例第9条各号の規定に基づいて奨学金の支給停止及び取消し又は支給額の変更決定がある場合を除き、既に決定された奨学金を受給することができる。

議案第4号

財産の取得について

別記のとおり、財産の取得について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年富士見町条例第7号）第3条の規定により議会の議決を求める。

平成30年9月6日 提 出

富士見町長 名 取 重 治

別 記

財産の取得について

次のとおり、財産を取得するものとする。

記

- | | |
|--------------|--|
| 1 取得する財産及び数量 | マイクロバス 1台（29人乗り） |
| 2 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 3 取得価格 | 金 9,000,000円 |
| 4 取得の相手方 | 長野県諏訪郡富士見町立沢2213番地411
株式会社 オートパール信州諏訪
代表取締役 両角 善太郎 |

議案第5号

損害賠償の和解と賠償額の決定について

別紙のとおり損害を賠償することについて和解し、賠償額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び同項第13号の規定により議会の議決を求める。

平成30年9月6日 提出

富士見町長 名 取 重 治

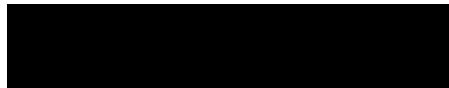
別 紙

損害賠償の和解と賠償額の決定について

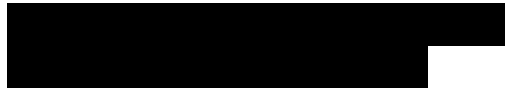
次のとおり、損害を賠償することに和解し、賠償額を決定するものとする。

1. 相手方

所 有 者



使 用 者



自動車登録番号



2. 事故の概要

平成30年8月6日午後3時00分頃、川崎市八ヶ岳少年自然の家（諏訪郡富士見町境12067-482）場内において、職員が運転する公用車が方向転換のため後退したところ、駐車していた当施設の車両に気が付かず接触し破損させた。

3. 和解の方法

示談の成立

4. 損害賠償額

金 127,384円

5. 支払い方法

当方保険会社 一般財団法人 全国自治協会 長野県町村自動車共済サービスから相手方に直接支払い。

議案第6号

平成30年度 富士見町一般会計補正予算 (第4号)

平成30年度 富士見町一般会計補正予算 (第4号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 35,833 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 7,523,131 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年 9月 6日 提出 富士見町長 名取重治

平成30年 月 日 議決 富士見町議会議長 五味平一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
10 地方交付税	1 地方交付税
14 国庫支出金	2 国庫補助金 3 委託金
15 県支出金	2 県補助金
17 寄附金	1 寄附金
19 繰越金	1 繰越金
20 諸収入	5 雑入
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,985,000	△6,420	1,978,580
1,985,000	△6,420	1,978,580
379,456	2,491	381,947
79,566	2,253	81,819
3,824	238	4,062
488,239	3,893	492,132
271,228	3,893	275,121
100,210	40	100,250
100,210	40	100,250
210,803	35,780	246,583
210,803	35,780	246,583
369,160	49	369,209
74,177	49	74,226
7,487,298	35,833	7,523,131

歳 出

款	項
2 総務費	
	1 総務管理費
	2 徴税費
3 民生費	
	1 社会福祉費
	2 児童福祉費
4 衛生費	
	1 保健衛生費
6 農林水産業費	
	2 林業費
7 商工費	
	1 商工費
8 土木費	
	3 河川費
9 消防費	
	1 消防費
10 教育費	
	4 社会教育費
	5 保健体育費
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
989,355	10,405	999,760
751,887	7,718	759,605
132,473	2,687	135,160
1,926,036	5,920	1,931,956
1,214,641	2,415	1,217,056
711,395	3,505	714,900
519,540	131	519,671
263,771	131	263,902
629,003	988	629,991
29,431	988	30,419
467,692	6,991	474,683
467,692	6,991	474,683
1,181,164	5,400	1,186,564
33,735	5,400	39,135
254,594	2,043	256,637
254,594	2,043	256,637
746,028	3,955	749,983
331,217	1,781	332,998
42,598	2,174	44,772
7,487,298	35,833	7,523,131

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	1,985,000	△6,420	1,978,580
14 国庫支出金	379,456	2,491	381,947
15 県支出金	488,239	3,893	492,132
17 寄附金	100,210	40	100,250
19 繰越金	210,803	35,780	246,583
20 諸収入	369,160	49	369,209
歳入合計	7,487,298	35,833	7,523,131

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	989,355	10,405	999,760
3 民生費	1,926,036	5,920	1,931,956
4 衛生費	519,540	131	519,671
6 農林水産業費	629,003	988	629,991
7 商工費	467,692	6,991	474,683
8 土木費	1,181,164	5,400	1,186,564
9 消防費	254,594	2,043	256,637
10 教育費	746,028	3,955	749,983
歳出合計	7,487,298	35,833	7,523,131

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
			10,405
2,568			3,352
			131
△684			1,672
			6,991
4,500			900
		49	1,994
		40	3,915
6,384		89	29,360

2 歳 入

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

(目) 1 地方交付税

款 項 目	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	1,985,000	△6,420	1,978,580
1 地方交付税	1,985,000	△6,420	1,978,580
1 地方交付税	1,985,000	△6,420	1,978,580
14 国庫支出金	379,456	2,491	381,947
2 国庫補助金	79,566	2,253	81,819
1 民生費国庫補助金	32,144	2,253	34,397
3 委託金	3,824	238	4,062
2 民生費国庫委託金	3,624	238	3,862
15 県支出金	488,239	3,893	492,132
2 県補助金	271,228	3,893	275,121
1 民生費県補助金	47,114	77	47,191
3 農林水産業費県補助金	219,293	△684	218,609
4 土木費県補助金	802	4,500	5,302
17 寄附金	100,210	40	100,250
1 寄附金	100,210	40	100,250
3 教育費寄付金	200	40	240
19 繰越金	210,803	35,780	246,583
1 繰越金	210,803	35,780	246,583
1 繰越金	210,803	35,780	246,583
20 諸収入	369,160	49	369,209
5 雑入	74,177	49	74,226
1 雑入	74,177	49	74,226
歳 入 合 計	7,487,298	35,833	7,523,131

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	地方交付税	△6,420	普通地方交付税 △6,420
2	児童福祉費補助金	77	子ども・子育て支援交付金 77
5	介護福祉費	2,176	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 2,176
1	社会福祉費委託金	238	国民年金事務委託金 238
2	児童福祉費補助金	77	子ども・子育て支援交付金 77
2	林業費補助金	△684	森林づくり推進支援金 △684
3	河川費補助金	4,500	河畔林整備事業補助金 4,500
5	図書館費寄附金	40	図書購入費寄附金 40
1	繰越金	35,780	前年度繰越金 35,780
3	非常勤消防団員退職報償金	49	非常勤消防団員退職報償金 49

(款) 地方交付税 (項) 地方交付税～ (款) 諸収入 (項) 雑入

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(目) 1 一般管理費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	989,355	10,405	999,760				10,405
1 総務管理費	751,887	7,718	759,605				7,718
1 一般管理費	421,344	279	421,623				279
							279
5 財産管理費	86,138	5,659	91,797				5,659
							5,659
6 企画費	140,682	1,780	142,462				1,780
							1,780
2 徴税费	132,473	2,687	135,160				2,687
1 税務総務費	95,170	2,687	97,857				2,687
							187
							2,500
3 民生費	1,926,036	5,920	1,931,956	2,568			3,352
1 社会福祉費	1,214,641	2,415	1,217,056	2,414			1
3 拠出年金事務費	1,639	239	1,878	238			1
				238			1
				(国)国民年金事務委託金		238	

(単位：千円)

節		説明	金額
区分	金額		
9 旅費	22	03一般経費	279
		09旅費	22
13 委託料	25	③費用弁償 ・費用弁償	22 22
14 使用料及び賃借料	232	13委託料	25
		①委託料 ・マイクロバス運転委託	25 25
		14使用料及び賃借料	232
		①使用料等 ・自動車借上料	232 232
15 工事請負費	5,659	05庁舎維持管理費	5,659
		15工事請負費	5,659
		①工事請負費 ・庁舎改修	5,659 5,659
15 工事請負費	1,780	60テレワーク推進事業	1,780
		15工事請負費	1,780
		①工事請負費 ・改修工事等	1,780 1,780
18 備品購入費	187	03一般経費	187
		18備品購入費	187
23 償還金、利子及び割引料	2,500	②一般備品 ・一般備品	187 187
		05町税還付金	2,500
		23償還金、利子及び割引料	2,500
		①償還金、利子及び割引料 ・町税還付金	2,500 2,500
13 委託料	239	05情報センタ事務費	239
		13委託料	239
		①委託料 ・システム改修	239 239

(款) 総務費 (項) 総務管理費～(款) 民生費 (項) 社会福祉費

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費
(目) 11 地域支援費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
						特定財源			一般財源	
						国県支出金	地方債	その他		
3	1	11 地域支援費	52,298	2,176	54,474	2,176			0	
						2,176			0	
						(国)地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金		2,176		
		2	児童福祉費	711,395	3,505	714,900	154			3,351
		1	児童福祉総務費	339,661	1,987	341,648	154			1,833
									1,753	
	154								80	
	(国)子ども・子育て支援交付金						77			
									77	
									77	
	2	保育所費	371,734	1,518	373,252				1,518	
									818	
									700	
4		衛生費	519,540	131	519,671				131	
	1	保健衛生費	263,771	131	263,902				131	
		5 健康づくり推進費	23,903	131	24,034				131	
									131	
6		農林水産業費	629,003	988	629,991	△684			1,672	
	2	林業費	29,431	988	30,419	△684			1,672	
		1 林業総務費	8,106	475	8,581	475			0	
						475			0	
						(県)森林づくり推進支援金		475		

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
19 負担金補助及び交付金	2,176	05地域支援事業 2,176 19負担金補助及び交付金 2,176 ②補助金 2,176 ・既存施設スプリンクラー整備支援事業補助金 2,176
11 需用費	234	50子育て支援推進事業 1,753 13委託料 1,753 ①委託料 1,753 ・子ども・子育て支援事業計画調査 1,753
13 委託料	1,753	60研修センター経費 234 11需用費 234 ⑩修繕料（施設） 234 ・修繕料（施設） 234
18 備品購入費	700	03一般経費 818 19負担金補助及び交付金 818 ①負担金 818 ・すずらん保育園負担金 818
19 負担金補助及び交付金	818	20落合保育園 700 18備品購入費 700 ②一般備品 700 ・一般備品 700
13 委託料	131	10各種検診検査事業 131 13委託料 131 ①委託料 131 ・肺がん検診 131
18 備品購入費	475	03一般経費 475 18備品購入費 475 ②一般備品 475 ・一般備品 475

(款) 民生費 (項) 社会福祉費～ (款) 農林水産業費 (項) 林業費

(款) 6 農林水産業費
(項) 2 林業費
(目) 2 林業振興費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
						特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
6	2	2 林業振興費	20,900	513	21,413	△1,159			1,672
						△1,672			1,672
						(県)森林づくり推進支援金 513		△1,672	0
						(県)森林づくり推進支援金		513	
7	商工費		467,692	6,991	474,683				6,991
	1 商工費		467,692	6,991	474,683				6,991
	2 商工振興費		280,272	6,613	286,885				6,613
									460
									6,153
	3 観光費		149,594	378	149,972				378
									378
8	土木費		1,181,164	5,400	1,186,564	4,500			900
	3 河川費		33,735	5,400	39,135	4,500			900
	3 河川維持費		0	5,400	5,400	4,500			900
						4,500			900
						(県)河畔林整備事業補助金		4,500	
9	消防費		254,594	2,043	256,637			49	1,994
	1 消防費		254,594	2,043	256,637			49	1,994
	2 非常備消防費		42,694	2,043	44,737			49	1,994
								49	1,540
						(諸)非常勤消防団員退職報償金		49	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
13 委託料	513	03一般経費 財源内訳補正
		15松くい虫防除対策事業 513
		13委託料 513
		①委託料 513
		・伐木処理 513
11 需用費	28	03一般経費 460
		11需用費 28
		⑧印刷製本費 28
		・パンフレット 28
14 使用料及び賃借料	432	14使用料及び賃借料 432
		①使用料等 432
		・会場等使用料 432
19 負担金補助及び交付金	6,153	10商工振興事業補助金 6,153
		19負担金補助及び交付金 6,153
		②補助金 6,153
		・工業振興事業 6,153
11 需用費	378	40観光施設維持整備費 378
		11需用費 378
		⑩修繕料（施設） 378
		・修繕料（施設） 378
13 委託料	5,400	05河畔林整備事業 5,400
		13委託料 5,400
		①委託料 5,400
		・河畔林整備 5,400
8 報償費	78	03一般経費 1,589
		08報償費 78
		①報償金 78

(款) 農林水産業費 (項) 林業費～ (款) 消防費 (項) 消防費

(款) 9 消防費
 (項) 1 消防費
 (目) 2 非常備消防費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
9 1 2							250
							204
10 教育費	746,028	3,955	749,983			40	3,915
4 社会教育費	331,217	1,781	332,998			40	1,741
2 公民館費	8,740	1,437	10,177				1,437
							1,437
5 考古館費	9,295	233	9,528				233
							233
6 文化財保護費	5,165	71	5,236				71

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
9 旅費	660	・ 団員退職	78
		09旅費	660
11 需用費	574	①普通旅費	630
		・ 普通旅費	630
14 使用料及び賃借料	277	③費用弁償	30
		・ 費用弁償	30
18 備品購入費	204	11需用費	574
		①消耗品費	456
		・ 団員被服他	310
		・ 操法大会他	146
19 負担金補助及び交付金	250	④自動車燃料費	37
		・ 自動車燃料費	37
		⑦食糧費	81
		・ 操法大会	81
		14使用料及び賃借料	277
		①使用料等	277
		・ 車借上等	146
		・ 有料道路通行料	131
		10消防団活動費	250
		19負担金補助及び交付金	250
		①負担金	50
		・ 全国操法大会負担金	50
		②補助金	200
		・ ポンプ操法大会	200
		15分団施設等整備費	204
		18備品購入費	204
		②一般備品	204
		・ 普通備品	204
18 備品購入費	187	03一般経費	1,437
		18備品購入費	187
		②一般備品	187
		・ 一般備品	187
19 負担金補助及び交付金	1,250	19負担金補助及び交付金	1,250
		②補助金	1,250
		・ 分館建設事業	1,250
13 委託料	233	03一般経費	233
		13委託料	233
		①委託料	233
		・ 伐採委託	233

(款) 消防費 (項) 消防費～ (款) 教育費 (項) 社会教育費

(款) 10 教育費
(項) 4 社会教育費
(目) 6 文化財保護費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
						特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
10	4	6							71
		10 図書館費	27,877	40	27,917			40	0
								40	0
								(寄)図書購入費寄附金 40	
	5	保健体育費	42,598	2,174	44,772				2,174
		2 町民広場管理費	11,927	2,174	14,101				2,174
									2,174
歳出合計			7,487,298	35,833	7,523,131	6,384		89	29,360

(単位：千円)

節		説明	金額
区分	金額		
9 旅費	40	03一般経費	71
		09旅費	40
		①普通旅費	40
		・普通旅費	40
19 負担金補助及び交付金	31	19負担金補助及び交付金	31
		②補助金	31
		・指定文化財保存管理	31
11 需用費	40	05図書館管理運営費	40
		11需用費	40
		①消耗品費	40
		・図書・雑誌購入費	40
11 需用費	1,180	05広場経費	2,174
		11需用費	1,180
		⑩修繕料(施設)	1,180
		・修繕料(施設)	1,180
15 工事請負費	994	15工事請負費	994
		①工事請負費	994
		・施設補修工事	994

(款)教育費(項)社会教育費～(款)教育費(項)保健体育費

議案第7号

平成30年度 富士見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成30年度 富士見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,504 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1,482,412 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年 9月 6日 提出 富士見町長 名取重治

平成30年 月 日 議決 富士見町議会議長 五味平一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
4 県支出金	1 県負担金・補助金
7 繰越金	1 繰越金
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,008,987	324	1,009,311
1,008,987	324	1,009,311
20,424	3,180	23,604
20,424	3,180	23,604
1,478,908	3,504	1,482,412

歳 出

款	項
1 総務費	2 徴収費
7 諸支出金	1 償還金及び還付加算金
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
44,038	324	44,362
4,561	324	4,885
1,710	3,180	4,890
1,710	3,180	4,890
1,478,908	3,504	1,482,412

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 県支出金	1,008,987	324	1,009,311
7 繰越金	20,424	3,180	23,604
歳入合計	1,478,908	3,504	1,482,412

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	44,038	324	44,362
7 諸支出金	1,710	3,180	4,890
歳 出 合 計	1,478,908	3,504	1,482,412

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
324			0
			3,180
324			3,180

2 歳 入

(款) 4 県支出金

(項) 1 県負担金・補助金

(目) 1 保険給付費等交付金

款 項 目	補正前の額	補正額	計
4 県支出金	1,008,987	324	1,009,311
1 県負担金・補助金	1,008,987	324	1,009,311
1 保険給付費等交付金	1,008,987	324	1,009,311
7 繰越金	20,424	3,180	23,604
1 繰越金	20,424	3,180	23,604
1 繰越金	20,424	3,180	23,604
歳 入 合 計	1,478,908	3,504	1,482,412

(単位：千円)

節		金額	説明	
区	分			
2	保険給付費等特別交付金	324	特別調整交付金分	324
1	繰越金	3,180	前年度繰越金	3,180

(款) 県支出金 (項) 県負担金・補助金～ (款) 繰越金 (項) 繰越金

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 2 徴収費

(目) 1 賦課徴収費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	44,038	324	44,362	324			0
2 徴収費	4,561	324	4,885	324			0
1 賦課徴収費	4,561	324	4,885	324			0
				324			0
				(県)特別調整交付金分			324
7 諸支出金	1,710	3,180	4,890				3,180
1 償還金及び還付加算金	1,710	3,180	4,890				3,180
6 償還金	0	3,180	3,180				3,180
							3,180
歳 出 合 計	1,478,908	3,504	1,482,412	324			3,180

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
13 委託料	324	03一般経費 324
		13委託料 324
		①委託料 324
		・国保保険者システム改修 324
23 償還金、利子及び割引料	3,180	10前年度精算返還金 3,180
		23償還金、利子及び割引料 3,180
		①償還金、利子及び割引料 3,180
		・退職被保険者等療養給付費過年度分（支払基金） 3,180

(款) 総務費 (項) 徴収費～ (款) 諸支出金 (項) 償還金及び還付加算金

議案第8号

平成30年度富士見町水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成30年度富士見町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出		既決予定額	補正予定額	計
第1款	水道事業費用	573,818 千円	14,193 千円	588,011 千円
第1項	営業費用	529,637 千円	14,193 千円	543,830 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「347,947千円」を「350,053千円」に、過年度分損益勘定留保資金「277,947千円」を「280,053千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出		既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	370,110 千円	2,106 千円	372,216 千円
第1項	建設改良費	177,460 千円	2,106 千円	179,566 千円

平成30年 9月 6日 提出 富士見町長 名取重治

平成30年 9月 日 議決 富士見町議会議長 五味平一

平成30年度富士見町水道事業会計予算実施変更計画

1. 収益的收入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業費用			573,818	14,193	588,011
	1 営業費用		529,637	14,193	543,830
		2 配水及び給水費	54,128	12,000	66,128
		4 総係費	83,903	2,193	86,096

2. 資本的收入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出			370,110	2,106	372,216
	1 建設改良費		177,460	2,106	179,566
		1 原水及び浄水設備拡張費	11,448	2,106	13,554

平成30年度富士見町水道事業会計予算実施変更計画内訳書

1. 収益的収入及び支出

支 出

(款) 1. 水道事業費用 (項) 1. 営業費用

(単位：千円)

目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 配水及び給水費	54,128	12,000	66,128	25 修繕費	12,000	配水管等修繕費増 12,000
4 総 係 費	83,903	2,193	86,096	20 委託料	2,193	認可変更委託料増 2,193
計	138,031	14,193	152,224			

2. 資本的収入及び支出

支 出

(款) 1. 資本的支出 (項) 1. 建設改良費

(単位：千円)

目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 原水及び浄水設備拡張費	11,448	2,106	13,554	20 委託料	2,106	詳細設計委託料増 2,106
計	11,448	2,106	13,554			

平成30年度富士見町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書
(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

(単位：千円)

項	目	金額
I	営業活動によるキャッシュ・フロー	
	当期純利益	34,791
	受取利息及び受取配当金	△ 3,820
	営業外雑収益	△ 120
	一般会計補助金	△ 7,679
	長期前受金戻入	△ 129,064
	支払利息	19,871
	営業外雑支出	1,214
	減価償却費	321,191
	その他損益勘定留保資金	15,000
	未収金の減少(増加△)	△ 1,065
	前払金・前払費用の減少(増加△)	0
	貯蔵品の減少(増加△)	0
	その他流動資産の減少(増加△)	0
	引当金の増加(減少△)	△ 343
	その他固定負債の増加(減少△)	0
	未払金・未払費用の増加(減少△)	△ 518
	前受金の増加(減少△)	0
	その他流動負債の増加(減少△)	0
	小計	249,458
	利息及び配当金の受取額	3,676
	営業外雑収益	120
	一般会計補助金	7,679
	利息の支払額	△ 19,871
	営業外雑支出	△ 1,214
	営業外活動に係る未収金の減少	0
	営業外活動に係る未払金・未払費用の増加	0
	営業活動によるキャッシュ・フロー	239,848
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有価証券の取得による支出	0
	有価証券の売却による収入	0
	国庫補助金等の収入	4,781
	建設改良費	△ 166,971
	建設改良に係る未収金の減少	0
	建設改良に係る未払金・未払費用の増加	△ 1,770
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 163,960
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	企業債による収入	0
	企業債の返済による支出	△ 92,649
	長期貸付金返還金による収入	17,000
	長期貸付金による支出	△ 100,000
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 175,649
IV	現金及び現金同等物の増加(△減少) 額	△ 99,761
V	現金及び現金同等物の期首残高	1,773,867
VI	現金及び現金同等物の期末残高	1,674,106

議案第9号

平成30年度富士見町下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成30年度富士見町下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出		既決予定額	補正予定額	計
第1款	下水道事業費用	1,092,761 千円	7,040 千円	1,099,801 千円
第1項	営業費用	819,476 千円	7,040 千円	826,516 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧中、当年度利益剰余金処分額「132,099千円」を「0千円」に、減債積立金「128,000千円」を「260,099千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入		既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的収入	102,000 千円	7,702 千円	109,702 千円
第1項	負担金	2,000 千円	7,702 千円	9,702 千円
支 出		既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	697,752 千円	7,702 千円	705,454 千円
第1項	建設改良費	16,362 千円	7,702 千円	24,064 千円

平成30年 9月 6日 提出 富士見町長 名取重治

平成30年 9月 日 議決 富士見町議会議長 五味平一

平成30年度富士見町下水道事業会計予算実施変更計画

1. 収益の収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1			1,092,761	7,040	1,099,801
	1		819,476	7,040	826,516
		1 管 渠 費	39,710	7,040	46,750

2. 資本の収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1			102,000	7,702	109,702
	1		2,000	7,702	9,702
		1 受 益 者 負 担 金	2,000	7,702	9,702

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1			697,752	7,702	705,454
	1		16,362	7,702	24,064
		2 公 共 下 水 道 建 設 費	9,915	7,702	17,617

平成30年度富士見町下水道事業会計予算実施変更計画内訳書

1. 収益の収入及び支出

支 出

(款) 1. 下水道事業費用 (項) 1. 営業費用 (単位：千円)

目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 管 渠 費	39,710	7,040	46,750	20 委 託 料	540	機器入替業務委託増 540
				25 修 繕 費	6,500	管渠等修繕費増 6,500
計	39,710	7,040	46,750			

2. 資本の収入及び支出

収 入

(款) 1. 資本の収入 (項) 1. 負担金 (単位：千円)

目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 受 益 者 負 担 金	2,000	7,702	9,702	1 受 益 者 負 担 金	7,702	受益者負担金増 7,702
計	2,000	7,702	9,702			

支 出

(款) 1. 資本の支出 (項) 1. 建設改良費 (単位：千円)

目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 公 共 下 水 道 費 建 設	9,915	7,702	17,617	22 委 託 料	4,202	実施設計委託料増 4,202
				24 工 事 請 負 費	3,500	工事請負費増 3,500
計	9,915	7,702	17,617			

平成30年度富士見町下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

(単位：千円)

項	目	金額
I	営業活動によるキャッシュ・フロー	
	当期純利益	223,982
	受取利息及び受取配当金	△ 300
	営業外雑収益	△ 200
	一般会計補助金	△ 510,000
	長期前受金戻入	△ 184,219
	支払利息	148,685
	営業外雑支出	463
	減価償却費	505,572
	その他損益勘定留保資金	34,990
	未収金の減少(増加△)	△ 1,042
	前払金・前払費用の減少(増加△)	0
	貯蔵品の減少(増加△)	0
	その他流動資産の減少(増加△)	0
	引当金の増加(減少△)	△ 235
	その他固定負債の増加(減少△)	0
	未払金・未払費用の増加(減少△)	△ 2,074
	前受金の増加(減少△)	0
	その他流動負債の増加(減少△)	0
	小計	215,622
	利息及び配当金の受取額	300
	営業外雑収益	200
	一般会計補助金	510,000
	過年度損益修正益(損△)	10
	利息の支払額	△ 148,685
	営業外雑支出	△ 463
	営業外活動に係る未収金の減少	0
	営業外活動に係る未払金・未払費用の増加	0
	営業活動によるキャッシュ・フロー	576,984
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有価証券の取得による支出	0
	有価証券の売却による収入	0
	国庫補助金等の収入	9,702
	建設改良費	△ 22,653
	建設改良に係る未収金の減少	855
	建設改良に係る未払金・未払費用の増加	△ 1,765
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 13,861
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	企業債による収入	0
	企業債の返済による支出	△ 664,390
	長期借入金による収入	100,000
	長期借入金返済による支出	△ 17,000
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 581,390
IV	現金及び現金同等物の増加(△減少)額	△ 18,267
V	現金及び現金同等物の期首残高	483,492
VI	現金及び現金同等物の期末残高	465,225